

平成27年度 創政クラブ・無会派・議長行政視察報告書

1. 視察期間

平成27年10月5日（月）

2. 視察先

稚内市

3. 視察項目

環境都市わっかないの取り組みについて
次世代エネルギーの推進について

4. 視察の目的

市民自から環境保活動に参加し、行動することをうたった「環境都市宣言」の
実践状況を調査し、本市における自然エネルギーの利用推進につなげるため

5. 視察内容

(1) 概要（地上風力発電）

積雪寒冷地で特に、「風」は、年平均風速 7m、風速 10m 以上の日が 90 日を越すことから、平成 8 年 に NEDO が風力調査、平成 10 年民間事業者による風車 2 基(400Kw)で売電運転開始され、これ以降の取組みは下記のとおりである。

平成 8 年 2 月	NEDO による風力開発フィールドテストと稚内公園にて風況調査を開始
平成 10 年 2 月	稚内ウィンドパワー(民間)が風力発電--400KW×2 基と 750KW×2 基で発電し売電
平成 10 年 10 月	稚内市が稚内公園・風力発電--225KW×1 基で発電し施設へ供給
平成 12 年 12 月	稚内市水道部が風力発電--660KW×3 基で発電し浄水場施設へ供給 参考--年間発電量の約 86 %を売電し、7200 万円の収入
平成 13 年 10 月	さらきとまない風力(民間)が風力発電--1650KW×3 基で発電し売電
平成 17 年 11 月	ユーラスエナジー宗谷(民間)が風力発電--1000KW×57 基で発電し売電



平成 27 年 5 月現在、市内の風力発電施設 74 基--76355KW

市内の年間電力消費量の 85 %に相当する-----創出再生エネルギー

平成 29 年 10 月完成予定---民間事業者が 3000KW×10 基で発電し売電

この施設が完成すれば、市内の年間電力消費量の 110 %に相当する創出エネルギーがある。さらに、平成 31 年予定で、民間事業者が 45 万 KW:分の建設を計画し、ドイツ、スペインの様な風力発電基地を目指している。

風力発電の要点

- ①ユーラスエナジー宗谷(民間)では規定する風速(風速 12.5 m/s)以上では運転自動停止し、毎日の施設管理や、職員による遠隔日常監視を情報通信機器を活用して行われている。
- ②施設位置から、最寄の配送電線路までの連系接続するための配電設備が必要であり、上記施設では、自然環境への影響やトータル面での維持管理費用から、40Km 相当の地中埋設施工により対応し、現在、管理面では優位となっている。
- ③風車 1 基ごとの設置間隔は 200m 程度であること、作業管理道路が築造できる立地適応性についても必須条件であると考え。-----稚内市は、多くの丘陵地形が存在している。

(メガソーラー発電)

NEDO---独立行政法人 新エネルギー ・ 産業技術総合開発機構

平成 18 年

NEDO の実証実験施設として建設開始する。

全国各地から山梨県北杜市と北海道稚内市の 2 件が対象となる。

全体事業費 約 70 億円で約 5000KW (5M・メガ)-- 一般家庭 1700 世帯相当分

太陽電池パネルは 9 メーカー、5 タイプ、11 種類の電池を採用し比較実験をする。

架台は傾斜角で 4 タイプ、地上高さの設定も 4 タイプで比較実験をする。

積雪対策として、パネルフレーム際での着雪対策で実験し、また最下段でのパネル嵩上げ対策についても実験する。蓄電池設備の比較実験による発電稼働率の変化への対応を検討する。

屋内仕様設備に建屋で囲うタイプと屋外仕様タイプの2つの設備による。

強風対策として、電池パネルや架台構造の実験をする。一軸可動架台も設置して、発電量の増加具合や積雪・強風時や朝・夕の時間帯への日射条件の変化への検討をする。

平成23年3月 5年間の実証研究を終えて、稚内市へ無償譲渡され、その後、「稚内メガソーラー発電所」として稼働中
発電された電気は、隣接する、市球場と公園施設へ供給され、余剰電力は売電

今後について

- ・年間設備稼働率は平均 約11%で、ピーク稼働率は4月で16~19% 程度までである。また、積雪期間は空地部分への日照反射効果が相乗して稼働率が向上する、積雪はマイナス要因だけではない。ただし、面としての積雪対策として、架台の最下段での嵩上げ仕様が効果を上げた。
- ・架台の最適角度は30度で、最下段での架台高さは1.8mが最適である。
- ・電池パネルの枠材とパネルとの取合い隙間はシーリング材で充填することで着雪による発電ロスの低減と落雪対策効果がある。
- ・発電変動の抑制対策としての蓄電池設備として、ナトリウムイオン電池仕様は、常時加温を必要とするため、発電量の20%程度を必要である。

下記写真資料では、「バインドバッテリー」=鉛電池 + リチウムイオン電池の組合せ

他の二次電池との比較

	鉛電池	リチウムイオン電池	bindbattery [®] (バインド電池)
セルコスト	1	4	2.5
電池寿命	1	4	2.5
エネルギー密度	1	2	1.5
低温性能	◎	▲	◎
回生充電受入	×	◎	◎
フロート充電対応	◎	×	◎

対色充電性能

高い安全性

ハイパフォーマンス

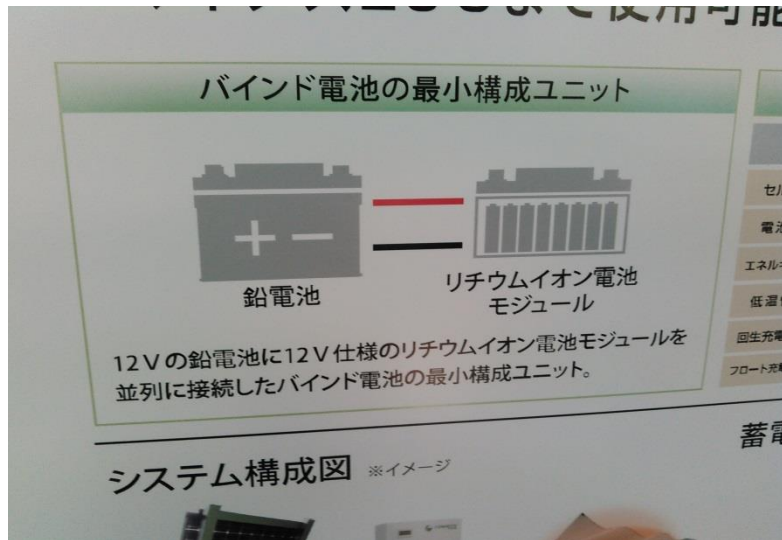
コストが可能な

蓄電システム動作グラフ例

太陽電池出力

負荷(融雪)給電量

バインド電池は通常時はリチウム電池を低温、非常時には鉛電池を使用して耐寒性とコスト低減を両立



- ・一軸可動架台実験では、日々太陽を追尾しており、直達日射の多い日には、20%以上の稼働率があり、降雪時にはパネル角度を60度までとなり、落雪を施す制御、強風時には水平にして架台に負荷を与えない制御ができ、架台構造を軽減することが可能であることが実証される。
 - ・年間発電量は約500万KW、年間売電量約360万KWで北海道電力へ買い取り契約単価により、約1億5千万円の収入があり、維持管理費用が約3000～4000万円で年間収支 約1億円を基金積立てし、平成27年度には、各町内会ごとへ環境施策の交付金支出する。
- そして、太陽電池パネルをスマートな規模・形態で活用普及させるため、平成27年1月から30年3月末までの約3年間で「積雪寒冷地におけるスマートシティ構築のための耐寒性実証試験」をこのメガソーラー発電所敷地で実施されている。この具体的な課題は次の3点である。

① 創エネ (創出エネルギー)

*両面発電型太陽電池とホタテ貝殻の地面散布・発電UP

② 蓄エネ (蓄えるエネルギー・蓄電池)

*バインド電池での耐寒性とコスト低減

③ 賢エネ (賢くエネルギーを活用する)

*融雪マットへの電源活用

カーボンナノチューブコーティング導電繊維を用いたヒータで実験し、ニクロム線ヒーターに比べて発熱面内均一性と 20%以上の省エネ効果がある

太陽光発電について

- ①実証実験が、全国的な太陽光発電普及の基礎になっている。
そして、積雪寒冷地での設置がデメリット面だけではなく、メリット面を創り出した。さらに、稼働率が他の再生エネルギーより低いことを補う、蓄電設備において、寒冷地仕様への対応を図り、発電ロスを低下させることが課題である。
- ②積雪寒冷地での耐寒性実証実験の期間中でもあることから、今後、更なる設備仕様の改善が見え隠れしているため、未だ、積雪寒冷地設置では、未成熟であることを認識すべきである。
- ③スマートシティ構築の考えで、スマートな活用度の優位性から、様々な電源としては最優位の存在であることを再確認する。

クリーン水素について

太陽光メガソーラー発電所及び風力発電所ともに、固定買取価格制度（FIT）での売電終了後、その発電量の活用として、『クリーン水素』を製造する源での検討を模索している。さらに、クリーン水素製造のみならず、貯蔵から輸送までの一体的な仕組みを構築することへの挑戦が考えられている。

冬期間による寒風で水を自然に氷として製造し、「自然冷熱貯蔵庫」でイモを貯蔵

農業あるいは食との連繋から、「自然冷熱貯蔵庫」が 3℃以下に保持されることで、「イモ」を果実なみの糖度で熟成され、「稚内ブランド」のお菓子やスイーツとして、また生ハム製造、開花制御などの実用化試練された。

この貯蔵庫は、D型ハウス・半円形ハウス(断熱材充填)であり、小型風車と太陽光パネルを併設して、電灯電源を賄っている。

稚内でのジャガイモは、『勇知（ゆうち）イモ』という呼び称である。

バイオエネルギーセンター整備について

稚内市では、かつて一般ごみとして埋立最終処分していた「生ごみ」・「下水汚泥」・「水産廃棄物」を回収し、混合槽でメタン発酵させた後に、そのガスを下記に活用する循環型社会形成のため施設整備等実行し運営している。

- 活用 ①--生ごみ収集車両の燃料
②--当施設と隣接廃棄物最終処分場での電力
③--乾燥残渣を堆肥にして、農地と市民へ利用還元

生ごみの回収は週に2回で回収者が収集している。

現在、計画受入量を下回っているため、さらなる啓発活動が必要である。

平成 21 年 5 月 事業実施方針等を公表
平成 22 年 4 月～ PFI 事業として民間事業者で整備し、その後、事業運営は BTO 方式で、市に施設所有権を譲渡し、維持管理運営は PFI 事業者を含めた維持管理会社を設立し現在に至る。
平成 24 年度～38 年度 維持管理運営期間として現在に至る。

このように、「環境都市 わっかない」が環境・エネルギーへの取組みを稚内市における、総合的な計画からその経緯を示すと次のとおりである。

平成 18 年 2 月 環境基本計画策定 計画期間:平成 18 から 27 年度
平成 21 年 3 月 第 4 次稚内総合計画 計画期間:平成 21 から 30 年度
*将来都市像 「人が行き交う環境都市わっかない」
平成 22 年 3 月 環境づくり会議を設置
平成 23 年 3 月 環境都市宣言をし、稚内市地球温暖化対策実行計画策定
平成 25 年 特定風力集中整備地区として国指定
平成 25、26 年 送電網整備実証事業開始での可能性調査を実施

終りに、稚内市が目指す再エネを核としたまちづくりは・・・再エネの導入拡大である。

地方創生 <まち・ひと・しごと>総合戦略としても位置づけられる。

その概要は下記のとおり。

< まち >

大規模発電電基地として
首都圏への 55 万 K を供給し
建設効果・税収増・メンテナンスビジネス

洋上風力発電への挑戦
漁業との協調による一次産業との連携など

< ひと >

再エネの地産地消—
スマートシティの構築

< エネルギーを創り・蓄え・賢く**使う**>

- ・積雪寒冷地である弱みを克服
- ・観光と環境・エネルギーの連携
- ・一次産業、暮らしと環境・エネルギーの連携

< しごと >

クリーン水素の
製造・貯蔵・出荷基地

- ・出力制御される電力を有効活用し、
大規模な発電基地からクリーン水素を
製造して、市外出荷・市内活用など

引用注記： 稚内市ならびに資民間事業からの配布資料により、この報告書を作成しています。

考察

エネルギー分野での自治体の立場として、第一に公共施設を保有する、大規模なエネルギーの需要者としての立場。第二に廃棄物処理施設で発生する熱やガスなど潜在するエネルギーの生産者としての立場。第三に公共施設の地下や屋上や非常用発電設備を有する、エネルギー資産の保有者としての立場がある。よって、こうした立場では、その地域資源が単層的ではないから、いくつかの再生可能エネルギーを活用する多元的施策により率先して、誘導すべきであることを認識することができた。さらに、弱点・デメリットが大きいと予測される電源の活用・利用への実験実証を地域ながらの手法で現場にて取組むことから、新しい展開が醸し出される可能性が創出され、チャレンジすることを忘れてはならない。再生可能エネルギー導入のあり方に関し、地域主導で地方自治体が初期段階では、手の届く範囲で、まずは行動を見える化している。これを契機に外部事業者による外部主導による事業について、地域の多様な関係者との合意形成や社会環境利害調整に対して、傍観するすることなく、協議する場を適切に設けるなど、適切な事業へと誘導していくことへの関わりに地方自治体の役割が再認識されることを稚内市での事例から推測される。やはり、地方自治体との「協働」は再生エネルギー分野の普及でも重大であり、そのためにも、さらなる積極的な取組みが急がれると考える。

さらに、東京工業大学 柏木孝夫(かしわぎ・たかお) 特命教授が地方自治に思う、「地域で取り組むエネルギー問題」への意見においては、2016年4月から電力小売り全面自由化することにより、スマートコミュニティ社会はその実現に向けて具体的な第一歩を踏み出し、地域社会のエネルギー需給の自由度を高め、より安定的で快適な暮らしを具体化する契機になるものと期待されている。そして、新たな電力市場の創出による地域経済の活性化と安心して生活できるまちづくりの基盤になる。よって、地方自治体においては官民の強固な連携を基盤にエネルギーを軸とした新たな公共サービスの創出が期待されると述べられるところである。

については、こうした一言を含め、この視察からも省エネルギーの徹底と再生エネルギーの導入拡大をさらに加速し、高山市新エネルギービジョン策定に示される考えが実感できる様、ためらわず対応すべき課題であることを再確認する。

平成27年度 創政クラブ・無会派・議長行政視察報告書

1. 視察期間

平成27年10月6日（火）

2. 視察先

北海道札幌市中央区大通り地区「札幌大通まちづくり株式会社」

3. 視察項目

まちづくり会社の取り組み

4. 視察の目的

中心市街地活性化対策において、まちづくり会社がどのように関わり機能するのか、またその取り組みと運営方法について、事例の調査・検証。

5. 視察内容

ア. 概要

(1) 背景

札幌市は道庁所在地であり、北海道の政治・経済・文化の中心である。1869年（明治2年）に開拓使が置かれて市の建設が始まり、1972年（昭和47年）には政令指定都市に移行。約1世紀半で人口190万人を超える都市に発展する。その中であって大通地区は、札幌に留まらず、北海道の商業の中心的な役割を担ってきたが、近年では、郊外の大型商業施設、札幌駅周辺の商業施設が多く立地される事に加え、購買数の減少、高齢化、ライフスタイルの変化、商業従事者の減少、建物の老朽化等の多くの問題により衰退傾向にあった。特に平成15年の札幌駅ビル「JRタワー」の開業に伴う、再開発、商業施設の集積は、同地区に大きな変化と危機感をもたらした。

(2) 経緯

札幌市では、平成16年6月に地域再生計画「にぎわいと感動のま

ちづくり」が認定され、道路占用許可・使用許可の円滑化・手続き改善といった項目の規制が緩和された。これに伴い、札幌市とさっぽろプロムナード運営協議会が協働でオープンカフェの社会実験が土日を中心に行われていた。こうした取組みが札幌市内で実施されてきていた中、札幌大通りのまちづくりを行う組織を立ち上げるために、検討の母体として大通地区まちづくり協議会を立ち上げた。まちづくり組織の立上げ後の継続的な活動の実施を検討している中で、内閣官房地域活性化統合事務局の「地方の元気再生事業」を活用したエリアマネジメントの確立を目指す実証実験として、平成20年度に大通地区まちづくり協議会が道路を活用したオープンカフェの恒常化やエリアマネジメント広告事業に取り組んだ。平成21年度からは、札幌大通まちづくり株式会社を設立し、事業を継承し、現在もエリアマネジメント広告事業は主な収益事業の一つとなっている。

(3) 会社概要

会社名：札幌大通まちづくり株式会社

設立日：平成21年9月1日 ※8月21日に創立総会実施

資本金：9,050,000円（181株）

株主（出資者構成）：30団体・企業

都心部6商店街	3,500,000円（38.7%）
金融機関6社	800,000円（8.8%）
札幌市	300,000円（3.3%）
商工会議所	300,000円（3.3%）
企業6社、百貨店・専門店10社	4,150,000円（45.9%）

※企業6社内訳：（都市開発公社・公共交通機関3社、公共性のある企業2社）

体制：代表取締役社長 廣川 雄一 ※四番街商店街振興組合理事長

取締役7名、監査役2名（北洋銀行、北海道銀行）、

従業員7名（男3・女4）H.27.10月現在

主な活動対象エリア構成：都心部6商店街478組合員

テナント数 3,000店舗

事業目的：

①商店街、商店の販売促進のための共同事業並びに商業振興を図る

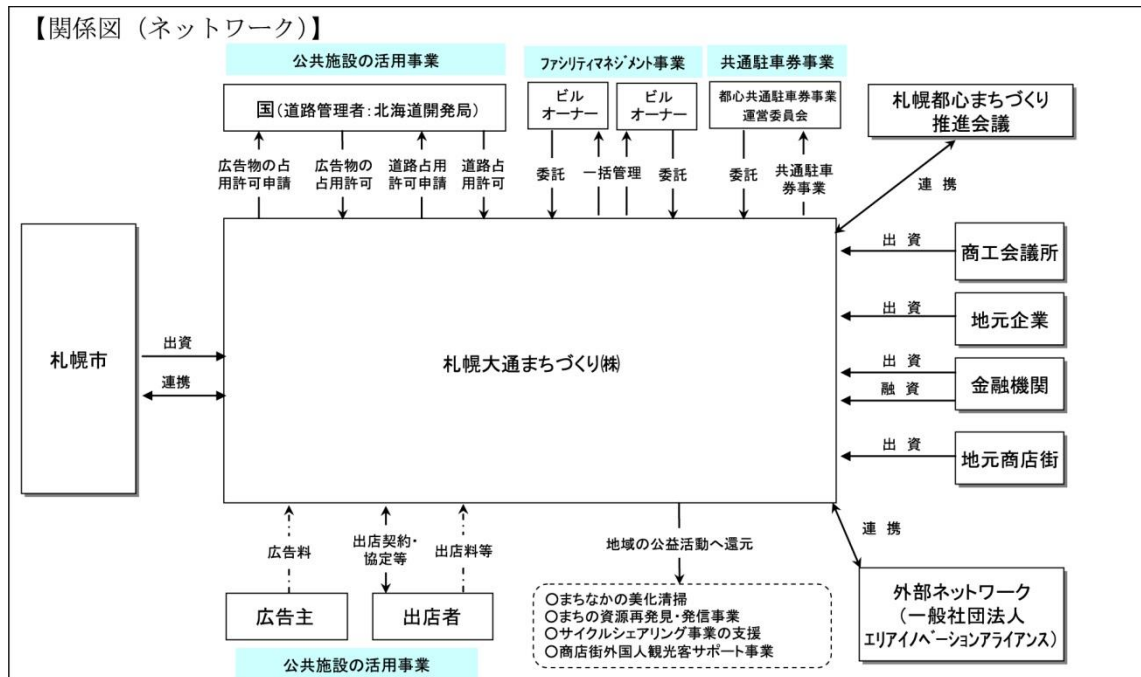
ための企画、デザイン、施設建設、運営、コンサルティング及び情報提供。

②都市開発、観光開発及び土地、建物の有効利用に関する企画、調査、研究、計画設計及びコンサルティング。

③各種イベントの企画、立案、制作及び受託に関する業務。

④公共施設等の管理運営受託に関する業務。

⑤駐車場及び駐輪場の管理及び運営等。



(4) 主な取り組み事例

札幌大通まちづくり株式会社では、都市再生特別措置法の活用による

- ・道路空間の活用

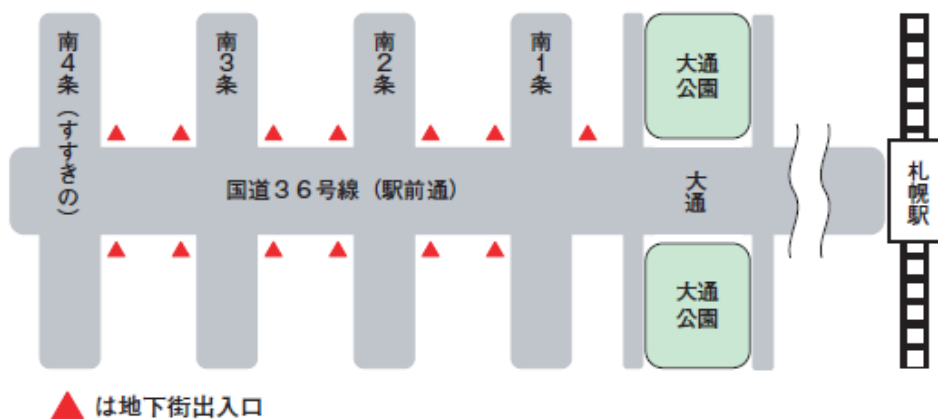
(食事購買施設、広告塔、駐輪器具を占有物件として列挙)

- ・まちなのにぎわいづくり (路面電車ループ化による駅前通のまちづくり)

- ・道路環境の維持向上 (道路空間を活用して得られた収益の還元) 等、先駆的な取り組みがなされている。また株式会社として固定収入を得る手段とエリア内の共同化をうまく結びつけた、機能的な都心共通駐車券事業、ファシリティマネジメント事業、遊休不動産活用事業等にも積極的に取り組んでいる。以下そのいくつかを紹介したい。

■エリアマネジメント広告事業

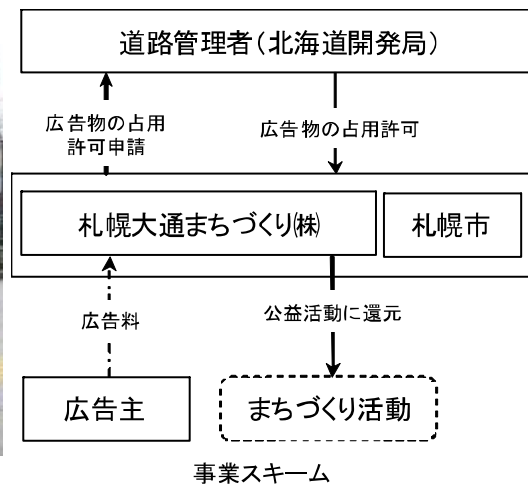
- ・札幌市大通地区の国道上の地下街出入口を活用して広告幕、街路灯の旗を広告スペースとして提供する事業である。
- ・札幌市では、平成16年6月に地域再生計画「にぎわいと感動のまちづくり」が認定され、道路占用許可・使用許可の円滑化・手続き改善といった項目の規制が緩和された。道路占用許可の緩和を受け、札幌大通まちづくり会社の前身である大通地区まちづくり協議会と札幌市が道路管理者である国（北海道開発局）に対し、エリアマネジメント広告事業の実施について相談を行った。その後、北海道開発局、警察署、札幌市景観担当部署、(株)札幌都市開発公社及び大通地区まちづくり協議会からなる連絡協議会を設置し、具体的な取扱方針や運用について検討し、実行に至っている。
- ・エリアマネジメント広告事業については、内閣官房地域活性化統合事務局「地方の元気再生事業」における社会実験として、札幌市と大通地区まちづくり協議会の連名による申請で占用許可を受けて実施した。現在でも、札幌市と札幌大通まちづくり(株)の連名により、事業の公共性を担保したかたちで実施している。
- ・エリアマネジメント広告で得られた収入は、まちづくり活動に還元する仕組みとなっている。具体的には、広告掲出に関わる経費、オープンカフェ恒常化事業費（保険料・輸送等）、にぎわいづくり事業、まちなか美化清掃（green bird 札幌）、まちづくり会社運営費（人件費）へ充当している。
- ・国（北海道開発局）に対しては、エリアマネジメント広告事業の収入と支出（充当している費目も含む）について明示して報告している。



エリアマネジメント広告の設置場所



エリアマネジメント広告(地下街出入口)

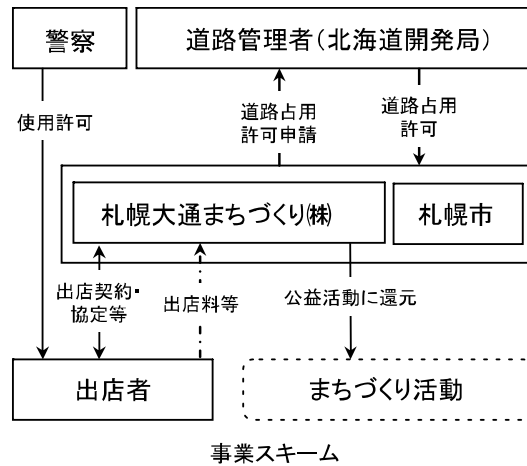


■オープンカフェ恒常化事業

- ・毎年、夏季の7～9月の3ヶ月間、歩道を活用したオープンカフェ事業を行っている。
- ・エリアマネジメント広告事業と同様に、内閣官房地域活性化統合事務局「地方の元気再生事業」における社会実験として、札幌市と大通地区まちづくり協議会と連名で占用許可を受け事業を開始し、現在も札幌市と連携し、継続して事業を実施している。
- ・路面店として8店舗に出店してもらい、出店者からは出店料（全体調整・コーディネート、椅子・テーブルのレンタル）を徴収している。支出については、主なものは運送費や印刷費となっている。道路占用料は、地域貢献事業であることが勘案され、免除されている。
- ・各店舗をまわり、周辺地域を回遊してもらえるように、出店者に協力を得て「オープンカフェトリップ」というスタンプラリーの取組みも行っている。協力の得られた店舗でスタンプラリーの専用パスポートを配布し、協力店舗全店のスタンプを集めると、オリジナルの特典がもらえるなど、楽しんで店をまわってもらえるような仕掛け作りを行っている。



オープンカフェ(歩道の車道側)

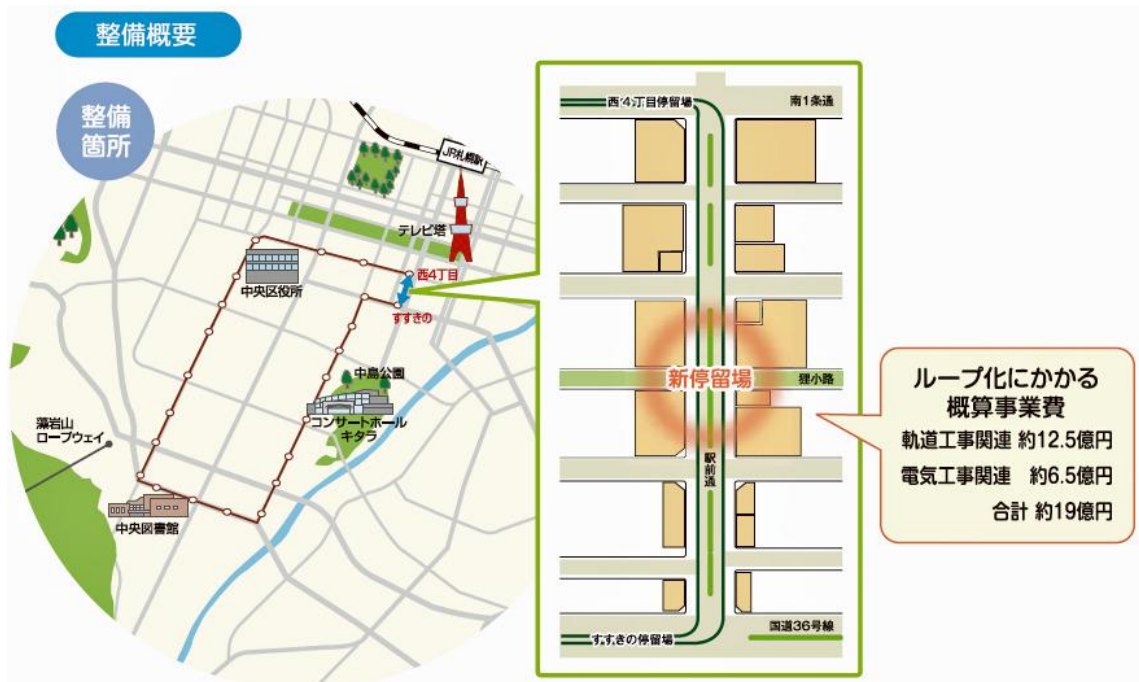


■市電路線ループ化事業

・札幌市電は1909年、建築用石材として需要が急増した「札幌軟石」の輸送線として敷設され最盛期には市内東西南北を結ぶ路線を25km有していたが、利用客の減少や地下鉄の建設により4次にわたる路線縮小の末、現在では市営地下鉄南北線の大通駅に近い西4丁目停留場(中央区)から中央図書館前停留場まで南下し、再び北上して南北線すすきの駅に近いすすきの停留場までの8.4kmを結んでいる。西4丁目停留場とすすきの停留場は、直線距離で400m弱しか離れていないことから、両停留場を短絡する軌道を敷設し、市電を環状線化する構想が浮上。2013年4月8日に軌道運送高度化実施計画が認定され、事業に着手した。

・サイドリザベーション方式により、道路を横断することなく、歩道から直接市電に乗降可能となるため、利用者の安全面・利便性の確保、都市景観と交通処理力の向上が見込まれる。

・新たな停留所を新設すると共に、超低床電車を導入し、高齢者や身障者に配慮した設計を行い、平成27年春の開業を目指して、着々と工事が進んでいる。



超低床電車：札幌市交通局 A1200 形電車



停留所の工事風景

■大通すわろうテラス事業

・大通すわろうテラスは、前記した路面電車ループ化(延伸)事業に伴い、「人の交流と新たな賑わいづくり」をテーマに多目的施設として誕生した。札幌大通まちづくり株式会社が、都市再生整備推進法人として、道路管理者である国に申請し、全国で初めて「特例道路占用区域（公道での商業行為可能区域）」を有したことにより実現している。

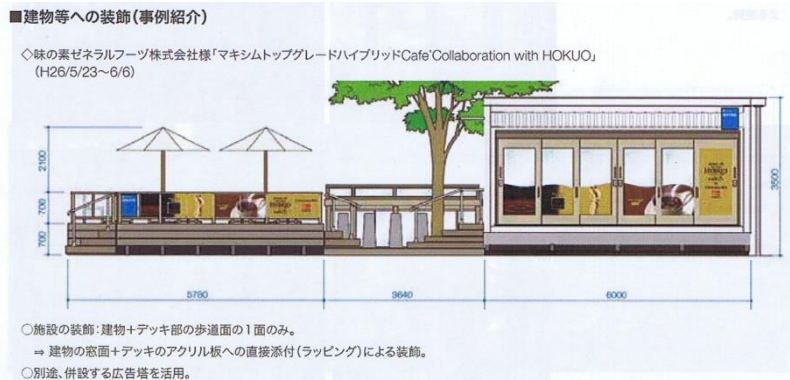
・地域の魅力を伝える情報発信や、イベントとの連携を積極的に行い「地域の創出」を図っている。カフェや軽食販売、アートワークの展示・物販をはじめ、ワークショップやミニセミナー、企業プロモーションなど、様々な用途へ対応

施設として、最寄り駅徒歩数分圏内の中心部2ヶ所に設置されている。

・2週間～12週間の契約で出店者を公募し、エリアマネジメント広告事業と合わせて、まちに賑わいをもたらせている。また自転車の駐輪・放置によって損なわれていた、都市景観と安全性の回復にも寄与している。



整備によるまちなみの変化



■その他、大型店を含む約130店舗が参加し、都心部41ヶ所に駐車可能な都心共通駐車券「カモンチケット」を運営し、年間2,000万円程度の固定収入を得ており、その規模も拡大方向にある。

また、ファシリティマネジメント事業の一環として、大通地区ビルの管理状況を、オーナーの協力のもと調査し、合理化可能な分野を絞り込み、その第一弾として、区域内ビルのエレベーターの保守点検作業の共同化を進めた。これにより、ビル管理における経費圧縮が実現し、圧縮分の一部をまちづくり事業に還元する仕組みを構築した。第二弾として、ダンボール等の資源ごみの共

同回収を進め、効果をあげている。また様々な統一集客イベントの実施・支援、フリーペーパー「まちのもと」の発行、まちなか美化運動の推進等、幅広い活動で、まち再生の総合調整役として機能している。

イ. 効果・課題

札幌市では、札幌駅JRタワーの開業による大通地区の空洞化を背景に、二極化する市内中心部の総合的な賑わいを振興する為、創成川アンダーパス連続化事業等とあわせて、札幌駅～大通～すすきの駅を結ぶ、地下歩行空間の整備を行い、「賑わい創出」の大規模なテコ入れを行ってきた。まちづくり会社もそれらの施策をより有効に機能させ、官民、或いは民民を結ぶ重要な連結窓口として成果を上げている。市、公共交通機関、金融機関、商業施設等が一体となった、中心部活性化計画において、その役割は大きい。それらの総合的な取り組みの結果、利用者の来訪回数・滞在時間・消費金額が軒並み増加傾向に転じた。また、区域の歩行者通行量は地下歩行空間開通前の約2倍となり大幅な伸びを示したが、一方で、地上の歩行者数の大幅な減少も問題となった。これは、地上が冬季を含め天候に左右される点や、地下の快適性、連結の速達性を求めるところにもよるが、建て替え時期が集中するビル群と地下との連動性の向上や、まちづくり会社の多岐にわたる取り組みによって、回復の兆しを見せている。

札幌大通まちづくり株式会社の取り組みにおいて、すわろうテラスと連動したエリアマネジメント広告事業は、これまで問題となっていた、自転車の違法駐輪が半減し、まちの歩道環境や景観、安全面も改善された他、民間の投資意欲や活力の増進にも繋がった。地下歩行空間を効果的に利用し、利用者の周辺地域における回遊性を高める事が、更なる発展に繋がるものと考えられる。また、ファシリティマネジメント事業を行う上では、会社の固定収入を確保しながらも、共同化に参画する企業や個人の連携とまちの将来ビジョンに対する共通意識の醸成や、知的生産性の向上といった大きな収穫も得ている。

6. 考察

全国的な人口減少に伴う税収の減少や、高齢化に伴う社会保障費の増大等により、これまで行政が中心となってきたまちづくりの新たな担い手として、民間主体の役割が拡大しつつある。民間による自主的な取り組みの公的な一面を、的確に掴み促進させていく事が肝要と言える。したがって、地域密着

型の公益性と企業性を併せ持つ、まちづくり会社の役割とその可能性は大きい。しかしながら、現状では改正中心市街地活性化法における、中活協議会の構成員となるために設立された「法律上のまちづくり会社」の色合いが強く、自立した会社として機能できている自治体は少ないと感じる。高山市においても、今後いよいよ本格的な活動が見込まれるまちづくり会社が、官民一体となったまちづくりに大きく成果を発揮できるよう、行政としても柔軟な発想を持つべきではないか。

まちづくり会社が、継続的に機能する為には、専任でこれにあたる人材の確保が不可欠となる。中心市街地のまちづくりに対する情熱と行動力を持つ優秀な人材を得ることは、組織運営の成功を握る鍵と言えるのではないか。事業の費用と効果を明確に位置付ける意味においても、まちづくり会社が給料を支払う専従職員の確保が急がれるところである。

また、そうなれば当然、自主財源の確保が優先事項として浮上する。会社運営の観点からも、恒常的な固定収入の柱が数本存在しなくては、継続的な活動に支障をきたす。札幌大通まちづくり株式会社では、大きく3つの収益事業を展開している。①「エリアマネジメント広告事業」、②「都心共通駐車場事業」、③「ファシリティマネジメント事業」である。いずれもまちづくりに貢献しながら、収益を確保しており、ひとつの収益モデルケースと言える。中でもファシリティマネジメント事業は、その汎用性の高さと潜在的な需要からも、大きく着目すべき業態と捉える。現代では「ファシリティ」は、「ヒト」、「カネ」、「モノ」、「情報」に次ぐ5番目の経営資源とも言われており、活用の仕方次第では、地域を結び付け、共通のプラス意識が醸成される上、企業の効率化も図れる、まちづくり会社にとって格好の経営資源といってもいい。

また、まちづくり会社が、収益性と公共性を兼ね備えた事業を展開するには、緻密な現状分析からなる地域ニーズを的確に把握した上で、ターゲットを絞ったエリア再生を行う必要がある。地域の特性に応じた柔軟な対応で、必要によっては、「都市再生整備推進法人」の認定を受ける等、国の制度を有効活用する事も視野に入れたい。「都市再生整備推進法人」の認定には都市再生法に基づく公的な位置づけが得られ、以下のメリットが生ずる。

①都市再生整備計画の提案

都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案出来る。都市再生法人が行おうとしている事業を都市再生法人の発意により公的な計画である都市再生整

備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながる。

②都市利便増進協定への参画

地域のまちづくりを地域住民が自主的に行うための協定制度に地権者以外では唯一参画が可能となる。

③市町村や国等による支援

市町村や国からの積極的な支援(情報の提供や助言)を受けることができる。

④土地譲渡にかかる税制優遇

都市再生法人に土地を譲渡した個人・法人に対して、譲渡にかかる所得税や法人税等の税制優遇が得られる。

⑤エリアマネジメント融資

まちづくりを行う法人に対する国の融資制度であるエリアマネジメント融資の融資対象となる。

⑥民間まちづくり活動促進事業による支援

都市再生法人が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等に対する補助制度がある。

⑦民間都市開発推進機構による支援

住民参加型まちづくりファンド支援業務において、24年度から都市再生法人の指定を受けたまちづくり会社が支援対象に追加拡充された。

等があげられる。札幌大通まちづくり株式会社は全国で初めてこの認定を受けたが、再生計画に不可欠であった大通地区の道路の有効活用を、特例道路占有区域の指定を受けることにより成し遂げた。また公的な位置づけを担保されることによって、③に記載する様に、国や市からの重点的な支援、或いは、現行法制の規制緩和を受ける事も可能となるのではないか。

本考察は、当然ながら大都市札幌と高山との間にある人口規模、経済規模格差もさることながら、地域性の相違に基づく的確な考察とは言い難い。しかしながら、ひとつの成功例を知り得た事が、高山市の未来ビジョンの可能性として蓄積され、大変有益な視察とする事が出来た。札幌大通まちづくり株式会社

服部氏をはじめとする、ご尽力頂いた皆様に謹んでお礼を申し述べたい。

また、本視察を終え、改めて「まち」は「ひと」と感じる事も出来た。いかに緻密なシステムを机上で構築したところで、まちは良くなる。ひとの繋がりによってつくられるまちが、ひとによって息づくものである事を忘れてはならない。高山市は、協働のまちづくりの実践をはじめ、人の繋がりによって改めてまちの未来を見出した。地域に密着し、人々の繋がりの中で、住民が生き生きと生活できる施策を充実させ、それらが円滑かつ効果的に効力を発揮する様、惜しまぬ努力を続けたい。